

○みやき町住宅団地造成事業に伴う配水管布設整備事業費補助金交付要綱

平成27年10月1日告示第105号

みやき町住宅団地造成事業に伴う配水管布設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優良な住宅団地の供給と定住促進を図ることを目的として、民間の事業者が行う住宅団地造成事業に伴う上水道配水管を布設する経費に対して、予算の範囲内において、配水管布設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、みやき町補助金等交付規則（平成17年みやき町規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「造成事業者」とは、住宅団地の造成事業を行う者であつて、かつ、既設の配水管から当該住宅団地内の道路の配水管の布設工事について、佐賀東部水道企業団に工事申込書を提出し、佐賀東部水道企業団水道施設受託工事分担金徴収条例（昭和62年佐賀東部水道企業団条例第2号。以下「分担金徴収条例」という。）に基づく分担金を納入する者をいう。

(配水管布設の対象団地等)

第3条 造成事業者が行う住宅団地の造成は、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 一戸建ての住宅用地を分譲することを目的として形成される一団の土地であつて、当該面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 1団地内における住宅の計画区画数が5区画以上であること。
- (3) 1区画当たりの面積については、みやき町開発行為施行基準（平成17年みやき町告示第74号。以下「開発行為施工基準」という。）第27条第2項の規定に適合するものであること。

(補助金の交付)

第4条 町長は、造成事業者が前条に規定する住宅団地の造成を行った場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(適用除外)

第5条 町長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には補助金を交付しない。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けている者にあつては、同法第65条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けている者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者にあつては、同法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止命令を受けている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者
- (5) みやき町建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年みやき町告示第13号）に基づくみやき町から指名停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当している者
- (6) 国税及び本町に納付すべき地方税を滞納している者
- (7) みやき町暴力団排除条例（平成24年みやき町条例第1号）第2条第1号から第4号ま

でに該当している者
(補助金額)

第6条 補助金額は、分担金徴収条例に基づき納入した分担金の確定額に2分の1を乗じて得た額（当該金額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）以内とする。ただし、1団地について300万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする造成事業者は、佐賀東部水道企業団が配水管の布設工事に着手する前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可書の写し又は開発行為施行基準に基づく覚書等の写し
- (2) 位置図
- (3) 字図
- (4) 住宅団地造成地の区画平面図
- (5) 給配水計画図
- (6) 住宅用地の分譲予定価格及び収支計算書
- (7) 領収印がある佐賀東部水道企業団水道施設受託工事分担金納入通知書の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係るその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により補助金交付の決定をした者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）を、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）をそれぞれ当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金申請内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告を行い、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、住宅団地の造成工事完成後、かつ、分担金徴収条例に基づく分担金の精算後、速やかに実績報告書（様式第5号）に次に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 造成工事完成写真
- (2) 佐賀東部水道企業団水道施設受託工事分担金の確定額が分かる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付額確定後、補助対象者の補助金交付請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次に該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 第5条各号の規定に違反したとき。

(3) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合又は当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(この要綱の失効等)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降も、なおその効力を有する。

(1) 第12条の規定により交付額確定を受けた補助金の支給に関する手続

(2) この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続

附 則 (令和2年9月1日告示第122号)

この告示は、公布の日から施行する。